

議員提出第四号議案

教員免許更新制の存続を求める意見書

平成二十一年度より教員免許の更新制度がスタートしたところである。教員免許更新制は、一定期間ごとに教員が技術や知識を得る機会が保障され、時代の変化に的確に対応した教員を養成し、技能を向上させる上で必要不可欠なものであり、制度導入に当たっては、教育改革の根幹をなすものとして、大きな期待が集まっている。

しかしながら、政府は昨年十月に教員免許制度の抜本的見直しを表明し、平成二十二年度予算にも制度の効果検証などを含めた調査・検討事業に予算を計上している。

教員免許更新制度は、本格実施から一年も経過しておらず、成果や課題も十分に検証されていない状況であり、また、自己負担で講習を受けた教職員への補償についても検討がなされていない。改革の方向性も示されないまま「抜本的見直し」だけが表明されている現状では、学校現場の混乱に拍車がかかることも懸念されるところである。

よって、国会及び政府におかれては、質の高い教員を確保し、国民の負託に応える教育水準を維持・発展させるために、教員免許の更新制を存続するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月二十五日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 江田五月殿
内閣総理大臣 鳩山由紀夫殿
財務大臣 菅 直人殿
文部科学大臣 川端達夫殿